

②町県民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
初神・新宮	3月7日(水)	東公民館	9:00~12:00 13:00~16:00
川角・平谷・貴船・石神・神田・柿迫・東山	3月8日(木)	西公民館	
呉地・出来庭・中溝・萩原・城之堀	3月9日(金)	町民会館	

(注)この期間中、役場税務課での相談は行っていませんので、各会場へお越しください。

①所得税の確定申告書の記載説明会日程

相談日	会場	時間
2月8日(木) 9日(金)	町民会館	9:00~12:00 13:00~16:00

(注)初日の午前中は大変混雑しますので、他の時間帯をご利用ください。



はじまります 確定申告

申告は、「窓口」・「送付」・「e-Tax」で！  
納税(所得税・消費税)は、  
安心して便利な口座振替をご利用ください。

広島主税くん (広島国税局キャラクター)

確定申告の窓口での相談及び受付は、  
2月16日(金)~3月15日(木)までです。  
【閉庁日(土・日曜日)は行っていません。】

確定申告期限	
所得税 贈与税	3月15日(木)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	4月2日(月)

所得税は、自分で所得金額や税額を計算し納付する申告納税制度をとっています。また、確定申告は、税金の清算手続きであるとともに、1年間の総決算です。事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンの人でも確定申告をしなければならぬ人は、正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。

税務署では、納税者の皆さんが、ご自分で確定申告書に記載していただく「自書申告」の定着を図っております。自分で正しく記載し、お早めに郵送等又は税務署窓口にご提出ください。なお税務署では、土・日・祝日でも時間外收受箱に投函することができます。

確定申告が必要な人

- 事業所得(商業、工業、農業、医業などから生ずる所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が2,000万円を超える、給与以外の所得が20万円を超える、2カ所以上から給与を受ける人など

申告すれば税金が戻る人

- 確定申告をしなくてもよい人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- マイホームを住宅ローンなどで取得したとき
  - 多額の医療費を支払ったとき
  - 災害や盗難にあったとき
  - 年の途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき

相談会場の開設

相談会場 海田税務署  
開催日 2月1日(木)~  
3月15日(木)  
(土・日・祝日は除く)  
受付時間 午前9時~午後4時

広域申告相談センター

相談会場 メルパルク広島  
3階ギャラリ  
開設日 2月1日(木)~15日(木)  
(土・日・祝日は除く)  
受付時間 午前9時半~午後4時

役場での申告の受付

日時 2月16日(金)~  
3月15日(木)  
(土・日曜日及び3月7日)

インターネットを活用!

確定申告で不明な点は、税務相談室か税務署にお尋ねください。

確定申告書等作成コーナーをご利用になれば、所得税・消費税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書等が作成できます。普通紙(A4)で出力し、添付書類と共に郵送等で提出することができます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)

右記コーナーで作成した申告等データをe-Taxに引き継いで電子申告することができます。

9日を除く)

午前8時半~11時半  
午後1時~4時半

場所

役場エントランスホール  
受付方法 先着順に整理券をお取りください。ただし、件数が多い場合には早め締め切ることがありますので、ご了承ください。また、役場での申告も「自書申告」となっていますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険税(国保税)の簡易所得申告は住民課で

国民健康保険に加入している世帯は、原則として全ての加入世帯員の収入を申告していただく必要があります。中でも、国保税の簡易所得申告が必要な人は、次のとおりです。

- ・確定申告及び町県民税の申告を必要としない人
- ・遺族年金、障害者年金、福祉年金を受給している人
- ・各種扶助料・各種手当などを受給している人
- ・疫病その他の事情により平成18年中に所得が全くなかった人

《申告に必要なもの》

- ・各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- ・印鑑

《国保税の軽減》

簡易申告をすることによって、国保税が軽減されることもあります。必ず申告してください。

ご相談・お問合せ

税務・住民課では、上記②表の日程で町県民税・国保税の申告の出張会場を設けますので、申告方法やその他分りにくいことなど、お気軽にご相談ください。

問合せ先  
税務課 TEL 820-5603  
住民課 TEL 820-5604



町県民税の申告が必要な人

平成19年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成18年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある人(20万円以下のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要)
- 平成18年中に退職した人
- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限有り)などを受けている人
- 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人

《申告に必要なもの》

- ・印鑑
  - ・社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支払保険料の証明書
  - ・医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書
  - ・身体障害者手帳又は戦傷病者手帳
  - ・源泉徴収票など、各所得(収入)金額のわかるもの
  - ・筆記用具、電卓等計算用具
- ※次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の部署で発行されます。
- 国民健康保険税→住民課
  - 介護保険料→福祉課
  - 国民年金保険料  
→広島南社会保険事務所 TEL253-7710